

横浜市における保育所運営等の現状について

1. 保育所定員や待機児童数等の推移

(各年4月1日の数値)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
保育所数	289	327	368	383	402
保育所定員	26,689	29,888	32,994	33,944	35,582
入所児童数	26,306	29,264	31,971	33,442	34,249
就学前児童数(A)	201,626	200,022	198,183	196,763	195,898
入所申込数(B)	28,112	30,769	32,999	34,841	35,890
申込率(B/A)	13.94%	15.38%	16.65%	17.71%	18.32%
待機児童数(新定義)	1,190	643	353	576	707

2. 保育所運営費の推移

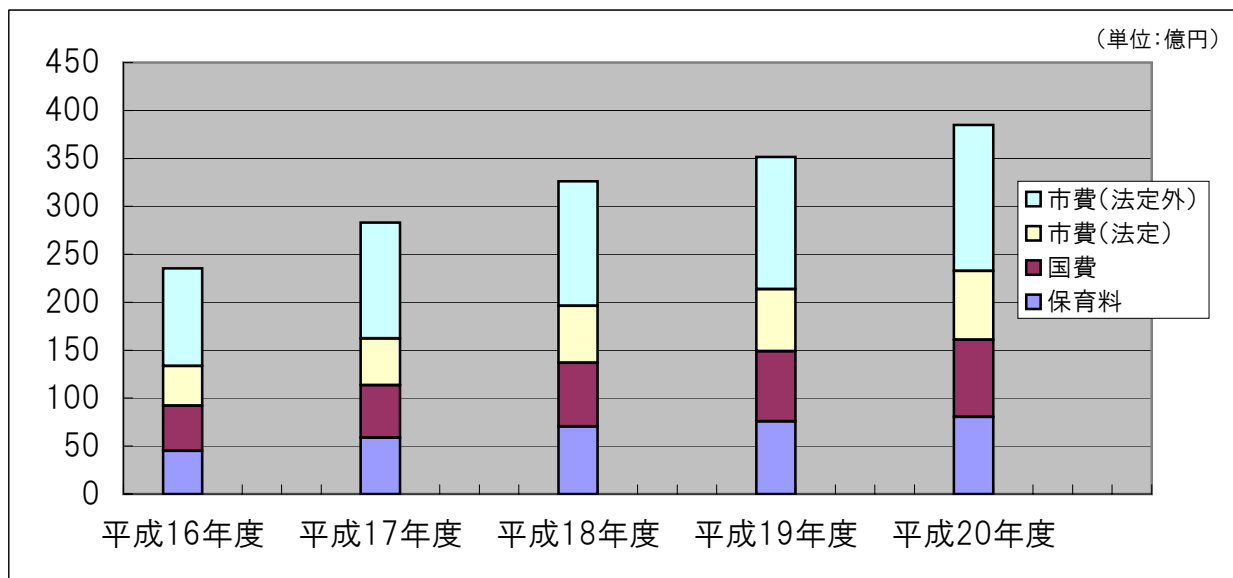
(単位:千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
保育料	4,498,418	5,885,329	7,039,123	7,580,051	8,056,695
国費	4,721,870	5,451,005	6,660,754	7,307,688	8,023,371
市費(法定)	4,138,790	4,894,150	5,916,804	6,478,114	7,175,121
市費(法定外)	10,171,073	12,074,842	13,004,317	13,781,621	15,239,096
合計	23,530,151	28,305,326	32,620,998	35,147,474	38,494,283

※原則保育時間(8時間)、長時間保育(8~11時間)、時間延長サービス(11時間超)の運営費

※平成20年度のみ予算額、その他の年度は決算額を使用。(民間保育所の運営費のみ計上)

<図1> 保育所運営費の推移



3. 保育所入所選考を行う際の基準(保育に欠ける要件について)

本市では、保護者が、次のような理由で、お子さんを保育できないときに、保育所入所を申し込むことができますとしています。

- (1)会社や自宅を問わず、1日4時間以上、月16日(週4日)以上働いているとき
- (2)出産の準備や出産後の休養が必要なとき(産前産後8週間)
- (3)病気や障害のため保育が困難なとき
- (4)病人や障害者を介護しているとき
- (5)自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき
- (6)その他(仕事を探しているとき、職業訓練校・専門学校・大学などに通っているとき など)

4. 横浜保育室について

(1)横浜保育室とは

横浜市の独自基準を満たしており、市が認定し助成している認可外保育施設のことです。

助成は、市内在住で保育に欠ける3歳未満児を対象とし、おおむね4人に1人の保育従事者、全施設で給食提供、平日11時間・土曜日8時間以上の開所、保育料上限58,100円/月などのルールを定めています。

(2)入所要件の確認方法について

保育に欠ける要件(認可保育所と同じ)を施設が保護者に説明し、雇用証明書等を確認します。助成金請求時にそれらを添付し区で審査します。

(3)入所者の決定方法について

施設責任で入所者を決定しています。
決定方法について実態は把握していませんが、先着順が多いと思われます。

(4)保育料の徴収方法について

上限(58,100円/月)を超えない範囲で、年齢別や利用時間及び日数による設定など施設判断で設定しています。所得階層別の保育料体系としている施設はほとんどありません。保護者との契約に基づいて、施設が直接徴収しています。

(5)保護者負担の軽減について

上限保育料を定め、著しく保育料が高額となることを抑制しているほか、
①きょうだいが保育所や幼稚園に通っている場合は月額18,000円を、
②所得がD12階層以下の世帯は、月額10,000円を施設に対して助成しています。
施設は助成額分、保育料を引き下げ、保護者負担の軽減を図っています。

<横浜保育室事務フロー>

